



# 輸送機関情報ガイド

アメリカ合衆国  
渡航時の必要文書  
2023年3月



U.S. Customs and  
Border Protection



# 目次

## はじめに

### パートI:

#### 米国入国時の必要文書

- I. 空路による入国
  - A. 米国市民
  - B. 米国居住者
  - C. 訪問者
- II. 陸路および海路による入国
  - A. 米国市民
  - B. 米国居住者
  - C. 訪問者
- III. その他の分類
  - A. 査証免除プログラム
  - B. グアム-北マリアナ諸島自治連邦区査証免除プログラム
  - C. 中国国民のCNMIへの臨時入国許可
  - D. 特定の外国旅券の有効性
  - E. 近隣諸島一覧表
  - F. 電子査証更新システム (EVUS)
  - G. 自動再有効化
  - H. 電子フォームI-94

### パートII:

#### 国際航空便の目的地変更

### パートIII:

#### 米国の渡航文書の例

### パートIV:

#### 査証の分類

### パートV:

#### 罰金対象となる違反の一覧表

### パートVI:

#### クイックリファレンスチャート

### パートVII:

#### 事前旅客情報システム

### パートVIII:

#### 人身売買の可能性



## はじめに

米国民、米国居住者、訪問者を含め、米国に入国を求める人はすべて、身分と国籍を証明する文書を所持していなければなりません。さらに、すべての旅行者は、その旅行目的を記載した適切な文書を所持する必要があります。米国法では、所持文書に不備のある旅客を米国に輸送した場合には、輸送機関が責任を問われることがありますと定められています。

米国税関・国境取締局 (CBP) の輸送機関情報ガイドは、旅行業界担当者の方々の参照資料として作成されています。このガイドでは米国への出入国者に適用される必要文書についての概要を説明します。輸送機関の担当者の方は、このガイドの全セクションを精読し、渡航文書の確認の際にこれを参照してください。この出版物のトピックに関する輸送機関の担当者に対する訓練を要請するためには、その要請を輸送機関連絡プログラムの電子メール アドレス、[CLP@cbp.dhs.gov](mailto:CLP@cbp.dhs.gov)宛てにご転送ください。

搭乗に関する即急の問題について輸送機関を支援するために地域輸送機関リエゾングループ (RCLG) が設立されています。その焦点は、米国への入国および渡航文書の真正性の判断について外国輸送機関を支援することに合わされています。RCLGは、渡航文書の有効性と旅行者の入国許可に関して、輸送機関各社からの問い合わせにお答えします。有効性または許容性について決定を下した時点で、RCLG は乗客を搭乗させるか、または搭乗を拒否するか点について勧告を行います。搭乗の可否の最終判断は、各輸送機関に委ねられます。地域輸送機関リエゾングループは、マイアミ、ニューヨーク、ホノルルに設置されています。

出入国諮問プログラム (IAP) または共同セキュリティプログラム (JSP) のある空港では、IAPまたはJSP担当官にご連絡ください。

RCLGでは毎日24時間年中無休で問い合わせを受け付けています。このサービスは、米国行きのすべてのフライトに対して、世界中のあらゆる輸送機関各社でご利用いただけます。

RCLG	サービス管轄地域	電話番号
ホノルル	アジア・環太平洋	1-808-237-4632
マイアミ	中南米・カリブ海諸国	1-305-874-5444
ニューヨーク	ヨーロッパ、アフリカ、中東	1-718-487-5231

また、輸送機関の担当者は、最新情報または一般情報について2つの米国政府のインターネットサイトを参照することをお勧めします。税関国境警備局 [www.cbp.gov](http://www.cbp.gov) および米国国務省領事局 [www.travel.state.gov](http://www.travel.state.gov)。公開情報のリクエストについては、CBP INFO センター (<https://help.cbp.gov/app/home>) までご連絡ください。



# パートI:

米国入国時の必要文書





## I. 空路による入国

西半球海外渡航イニシアチブ (WHTI) では、北米・南米大陸、カリブ海諸国、バミューダ諸島において空路で出入国するすべての旅行者 (米国市民を含む) に対し、米国に入国または再入国するための身分および国籍を証明する旅券またはその他の認可文書を所持するよう求めています。

別に記載のない限り、渡航文書はすべて、有効であり、期限切れでない状態であればなりません。

### A. 米国市民 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 米国旅券
- 緊急用米国旅券
- Nexus カード(事前クリアランス場が設置されているカナダの空港を経由する場合のみ)

### 米国市民の特別分類：

1. 米国市民の現役軍人は、正式な渡航命令書と軍用身分証明書を所持している場合、米国旅券なしで搭乗できます。
2. 米国市民の米国商船船員は、米国市民であることを示す米国商船船員カードおよび不随する正式な渡航命令書を所持している場合、米国旅券なしで乗船できます。
3. 米国市民および国民が**直接に米国**とその属領および準州との間を外国の港または場所に立ち寄らないで旅行する場合、旅券を提示する必要はありません。米国属領および準州には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。

**B. 米国居住者—下記のいずれかを提示する必要があります:**

- 永住者カード (Form I-551)
- 期限切れの条件付き永住者カード (Form I-551) で当該カードの有効期限が延長されたことを示す措置の通知 (Form I-797) の原本が添付されているもの
- 移民査証および旅券
- 一時居住者スタンプ (「ADIT」) の押された、旅券または Form I-94
- 再入国許可証 (Form I-327)
- 難民渡航文書 (Form I-571)
- 一時保護ステータス (Form I-512T)
- 臨時入国許可 (Form I-512) または EAD コンボカード
- 米国政府発行の渡航書簡 / リンカーン・ボーディング・ファイル

**例外**

国外で合法的永住者から生まれた子は、米国の合法的永住者である外国人または国民である母親の一時的な海外訪問中に生まれた子である場合、搭乗することができます。ただし、当該子の米国への入国申請は生後2年以内に行う必要があります。当該子は、その誕生後初めて米国に帰国する際に永住者として再入国申請を行う親が同伴する必要があります。

国外で、同伴する親の元に生まれた子は、当該親に対する移民査証が発出された後、移民として最初の入国を認められる前であっても、当該子が旅券および出生証明書を保有している限り、搭乗を認められます。

米国軍人の外国人 が正式な命令書および軍用身分証明書を所持するとき。

**C. 訪問者 / 乗り継ぎ旅客—下記のいずれかを提示する必要があります:**

- 旅券と査証 (査証免除の場合を除く)

**査証免除の訪問者:****カナダ国民**

- 旅券が必要。E、K、Vの非移民分類 (パートIV参照) を除き、査証要件免除。

- ・ **Nexus カード** (事前通関場所があるカナダの空港経由のみ)

### **バミューダ国民**

- ・ 旅券が必要。E、K、Vの非移民分類 (パートIV参照) を除き、査証要件免除。

### **メキシコ国民**

- ・ 旅券と査証、または
- ・ 旅券と国境通過カード (BCC)

**外交または公用旅券を保持しているメキシコ外交官 (および同行する家族)**で米国に恒久的に配属されていない者は、6 か月間を超えない滞在であれば査証または国境通過カードなしで入国できます。その外交官に同伴しない家族は、米国入国の際に査証が必要です。

米国の NATO 同盟本部に所属する**NATO 職員**は、正式な命令書と NATO ID カードを所持して渡航する場合、旅券および査証の要件が免除されます。

**バハマ国民またはバハマ居住の英国国民:**バハマにおいてCBPにより搭乗前に入国審査が行われた場合は、査証は不要です。

**ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島居住の英国国民:**渡航者が、ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島から直接渡航し、犯罪歴がないことを明示した裁判所書記官からの有効な証書を提示した場合、査証は不要です。

**英領ヴァージン諸島の英国国民が米領バージン諸島に直接渡航する場合:**英領バージン諸島 (BVI) から米領バージン諸島に直接渡航する、BVI居住の英国国民は、査証は不要です。BVIに居住する英国国民は査証免除プログラムを利用できます。

**査証免除プログラムの渡航者:**特定の国の市民は、90日間以内の滞在であれば、観光または商用目的の査証なしで米国へ渡航することができます。

国籍証明書、セージュラス、マトリキュラス コンシューラー、市民権証明書、帰化証明書、および他の民間身分証明書または人口動態統計は渡航文書とは見なされず、空路にて米国から出国するためには利用できません。

\*\*\* 海外旅行に関する最新情報については、CDC ウェブ サイトをご覧ください:  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/index.html> \*\*\*

## II. 陸路および海路による入国 \*

### A. 米国市民は、下記のいずれかを提示する必要があります：

- 米国旅券
- 米国旅券カード
- 認証された旅行者カード (NEXUS、SENTRI、FAST、グローバル・エントリー・カード)
- 国または州発行の強化型運転免許証
- 16 歳未満の子供 (学校、宗教団体、またはその他の青少年グループと一緒に旅行する場合は 19 歳未満) は、出生証明書証明書またはその他の市民権の証明のみを提示する必要があります。出生証明書は、原本、複写、または認証済写しのいずれでもかまいません。

### 米国市民の特別分類：

- 米国市民の**現役軍人**が正式な渡航命令書と軍用身分証明書を所持している場合は、米国旅券なしで搭乗できます。
- 米国市民 **米国商船船員** が米国市民権を示す米国商船船員カードを所持している場合は、米国旅券および付随する正式な渡航命令書なしで搭乗できます。
- 米国市民および国民が**直接に米国**とその属領および準州との間を外国の港または場所に立ち寄りないうで旅行する場合、有効な旅券の提示は必要ありません。米国属領および準州には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。
- エンハンスト・トライバル・カード
- ネイティブアメリカン・トライバル写真付きIDカード

\*西半球からの海路による入国。東半球からの海路による入国の渡航文書要件については、パートIの「空路による入国」を参照してください。

## B. 米国居住者 — 下記のいずれかを提示する必要があります:

- 永住者カード (Form I-551)
- 期限切れの条件付き永住者カード (Form I-551) で当該カードの有効期限が延長されたことを示す措置の通知 (Form I-797) の原本が添付されているもの
- 移民査証および旅券
- 一時居住者スタンプ (「ADIT」) の押された、旅券または Form I-94
- 再入国許可証 (Form I-327)
- 難民渡航文書 (Form I-571)
- 臨時保護ステータス (Form I-512T)
- 臨時入国許可証 (Form I-512) または EAD コンボカード
- 就労許可証 (Form I-766)
- 米国政府発行の渡航書簡 / リンカーン・ボーディング・フォイル

### 例外

国外で合法的永住者から生まれた子は、米国の合法的永住者である外国人である母親の一時的な海外訪問中に生まれた子である場合、移民査証を提示することなしに新しい移民として搭乗または入国することができます。当該子の米国への入国申請は生後 2 年間以内に行う必要があります、当該子は、その誕生後初めて米国に帰国する際に、永住者としての再入国申請を行う親が同伴する必要があります。

**国外で、同伴する親の元に生まれた子** は、当該親に対する移民査証が発出された後、移民として最初の入国を認められる前であっても、当該子が旅券および出生証明書を保有している限り、搭乗を認められます。

**外国人である米国軍人が** 正式な命令書と軍用身分証明書を所持しているとき。

## C. 訪問者 / 乗り継ぎ旅客 — 下記のいずれかを提示する必要があります:

- 旅券と査証 (査証免除の場合を除く)

### 査証免除の訪問者:

**カナダ国民** — 下記のいずれかを提示する必要があります:

- 旅券
- E、K、V の非移民分類 (パートIV参照) を除き、査証要件免除
- カナダ市民権証明書

- ・ NEXUS、FAST、SENTRI
- ・ インディアン & ノーザン・アフェアーズ・カード
- ・ 国または州発行のエンハンスド運転免許証
- ・ 16 歳未満の子供(学校、宗教団体、またはその他の青少年グループと一緒に旅行する場合は 19 歳未満)は、出生証明書その他の市民権の証明のみを提示する必要があります。出生証明書は、原本、複写、または認証済写しのいずれでもかまいません。

### バミューダ国民

- ・ 旅券が必要。査証要件免除 E、K、V の非移民分類(パートIV参照)を除く。

### メキシコ国民

- ・ 旅券と査証または国境通過カード(陸路)
- ・ 旅券と査証または旅券と国境通過カード(海路)

**外交または公用旅券を所持しているメキシコ外交官(および同行する家族)**で米国に恒久的に配属されていない者は、6 か月間を超えない滞在であれば、査証または国境通過カードなしで入国できます。その外交官に同伴しない家族は、米国入国の際に査証が必要です。

米国の NATO 同盟本部に所属する**NATO 職員**は、正式な命令書と NATO ID カードを所持して渡航する場合、旅券および査証の要件が免除されます。

**バハマ国民またはバハマ居住の英国民:**バハマにおいてCBPにより搭乗前に入国審査が行われた場合は、査証は不要です。

**ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島居住の英国民:**渡航者が、ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島から直接渡航し、犯罪歴がないことを明示した裁判所からの有効な証書を提示した場合、査証は不要です。

**米領バージン諸島にのみ直接渡航する、英領バージン諸島に居住の英国民:** 英領バージン諸島 (BVI) から米領バージン諸島に直接渡航する、BVI居住の英国民は、査証は不要です。BVI に居住する英国民は VWP を使用できます。

**査証免除プログラムの渡航者:** 特定の国の市民は、最初に査証を取得することなく、90日間以内であれば観光または商用目的で滞在するために米国に渡航できます。

\*\*\* 海外旅行に関する最新情報については、CDC ウェブ サイトをご覧ください:  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/index.html> \*\*\*



### III. その他の分類

#### A. 査証免除プログラム

このVWPにより、特定の国の国民は、90日間以内であれば査証なしに観光または商用目的で米国に渡航できます。

次のページに記載の国の国民は、次の基準を満たす場合に限り、査証なしで米国に渡航することができます。

- 旅券はe-passport (IC旅券) でなければなりません。
- 米国の永住者ではない
- 商用、娯楽、または乗り換え目的で、米国に90日間以内の一時的入国を求めている
- 指定輸送機関により空路または海路で渡航している
- 電子的に検証された承認済みESTA。を所持している承認済ESTAの紙のコピーは受け付けられません。\*
- 帰国または乗り継ぎのチケットを所持している
- 旅行は、隣接する属領または近隣諸島を最終目的地としていない (ただし、これらの地域の居住者である場合を除く)

#### \* ESTA — 電子渡航認証システム

電子渡航認証システム (ESTA) とは、米国行きの空路または海路の輸送機関に搭乗する前に、VWP対象国の国民に関する情報を収集するウェブベースシステムです。ESTA登録は、40か国すべての国民に義務づけられています。詳細については、オンラインで <http://esta.chbp.dhs.gov> をご覧ください。

## 査証免除プログラム－対象国

アンドラ	ハンガリー	ポーランド
オーストラリア	アイスランド	ポルトガル
オーストリア	アイルランド	サンマリノ
ベルギー	イタリア	シンガポール
ブルネイ	日本	スロバキア
チリ	ラトビア	スロベニア <sup>1</sup>
クロアチア	リヒテンシュタイン	韓国
チェコ共和国	リトアニア	スペイン
デンマーク	ルクセンブルク	スウェーデン
エストニア	マルタ	スイス
フィンランド	モナコ	台湾 <sup>5</sup>
フランス	オランダ	英国 <sup>2</sup>
ドイツ <sup>3</sup>	ニュージーランド	
ギリシャ <sup>4</sup>	ノルウェー	

## 査証免除プログラム (続き)

1. スロベニアの市民および国民は、査証免除プログラムに基づく米国への入国のために赤いカバーのスロベニアパスポートのみを使用できます。
2. 英国旅券を提示する者が VWP を使用するためには、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、チャネル諸島、およびマン島に無制約で永住する権利を有していなければなりません。旅券の国籍には「英国国民」と記載されていなければなりません。
3. ドイツの緊急用および一時旅券 Kinderreisepass では、査証免除プログラムでの入国はできません。詳しくはオンラインで <http://www.cbp.gov/contact> をご覧ください。
4. ギリシャ警察が発行したギリシャ e-PP のみが VWP による旅行に有効です。Utopia が発行した pp を所持するギリシャ居住者は、VWP により旅行することはできません。
5. 個人識別番号が記載された台湾 e-PP のみが、VWP に有効です。

VWP 対象国の緊急用および一時旅券は e-passport (IC 旅券) 要件の対象となっていますので注意してください。VWP の緊急用および臨時旅券で e-passport (IC 旅券) の要件を満たしていないものは、VWP による米国への渡航のためには認められません。

## B. グアム — 北マリアナ諸島自治連邦区 (G-CNMI) 査証免除プログラム

GCVWPの申請者は、次のすべての基準が満たされた場合に、査証なしで搭乗することができます：

- G-CNMI VWP指定の輸送機関で渡航
- グアムまたはCNMIに直接渡航する
- 商用または娯楽目的の訪問者として、45日間以内の滞在のため入国を求めている
- 入国許可日から45 日間以内に出発日が確定している往復チケットを所持している
- 記入・署名済みのForm I-736とForm I-94を所持している
- 次の対象国により発行されたe-Passport (IC旅券) を保持している：

オーストラリア	マレーシア	シンガポール
ブルネイ	ナウル	韓国
香港*	ニュージーランド	台湾**
日本	パプアニューギニア	英国

\*「British National Overseas」と記載されている英国旅券を所持している、または特別行政区 (SAR) 渡航文書を所持している、元植民地香港の市民を含みます。これら渡航文書は両方とも、香港身分証明カードと一緒になければなりません。

\*\* 次の要件を満たす台湾居住者にのみ適用：

- 1) 台湾発で、台湾からグアムまたはCNMIへの直行便で渡航すること。
- 2) 台湾国籍証明カードと、台湾外務省発行の再入国許可証添付の有効な台湾旅券を所持していること。

## C. 中国国民のCNMIへの臨時入国許可

中国国民は、CNMIに渡航するためにケースバイケースの裁量による臨時入国許可を求めることができます。

### 輸送機関の要件:

輸送機関は、中国からCNMIへ適格な非移民国民を輸送する資格を得るためにつぎの要件を満たさなければなりません:

- すでにグアム-CNMI査証免除プログラムに指定されていること
- 渡航者がCNMI のみの臨時入国許可の資格要件を満たしていることを確認すること

CBPは輸送機関がグアム・CNMI査証免除協定に指定されるとともに、外国人を国外に退去させる責任を認める場合は、たとえ外国人がINA 212(a)(7)(B)(i)(II)以外の理由で米国への入国が不適格であると判断された場合であっても、INA第273条に基づき当該輸送機関に対し、米国査証なしに非移民を搭乗させたことについて罰金を課すことはありません。

### 訪問者適格要件

非移民外国人は、臨時入国許可を取得するために、CNMIへの渡航のために輸送機関に搭乗する前に、次の要件を満たさなければなりません:

- 中国(マカオなどの特別行政区は含まれません)の国民であること。
- CNMIのみに入国し、14日間を超えない期間滞在すること。
- CNMIへの入国日から14日間以内の確定出発日が記載された払戻不可かつ譲渡不可の往復航空券を所持していること。
- 外国の目的地から到着し、および外国の目的地に向けて出発すること。
- これまでにCNMIを含む米国から退去させられ、締め出され、または入国を禁止されていないこと。
- これまでCNMIを含む米国に不法滞在していないこと。
- これまでに米国のB1/B2、商用/観光ビザを拒否されていないこと。
- 記入済みの電子グアム-CNMI査証免除情報(CBP Form I-736)の印刷コピーを所持していること。

- 有効かつ期限切れではないICAO準拠の機械読み取り可能な旅券を所持していること。
- 臨時入国許可はCNMIのみに限定されており、米国内または、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、およびスウェン諸島を含む属領および準州内のその他の場所に旅行することは認められない。
- この権限に基づき臨時入国が許可された訪問者は、地域の雇用または労働に関与してはならない。

ロシア市民のグアムまたはCNMIへの臨時入国許可  
連邦官報 (FRN) 2019-18841 に公表されているように、2019年10月3日から、ロシア連邦の国民はグアムおよびCNMIの双方またはその一方へ査証なしで渡航するための裁量的臨時入国許可を受けることができなくなります。ロシア連邦の国民は、グアムおよびCNMIの双方またはその一方へ渡航するためには、適切な査証を取得する必要があります。

## D.特定の外国旅券の有効性

## 6か月ルール

米国への渡航者は、米国での予定する滞在期間を超えてさらに6か月以上有効な旅券を所持していなければなりません。以下の一覧表に記載されている国の旅券で6か月以内に有効期限が切れる旅行者が入国を申請する場合、この6か月の要件が免除されるとともに、当該旅券の有効期限が切れるまで入国することができます。それ以外の国の旅券を保持する旅行者は、予定する滞在期間を超えてさらに6か月以上有効な旅券を提示しなければなりません。

アンドラ	グアテマラ	パラオ
アンゴラ	ギニア	パナマ
アンティグア・バーブーダ	ガイアナ	パプアニューギニア
アンティル諸島	ハイチ	パラグアイ
アルゼンチン	香港(身分証明書および旅券)	ペルー
アルメニア	ハンガリー	フィリピン
アルーバ	アイスランド	ポーランド
オーストラリア	インド	ポルトガル
オーストリア	インドネシア	カタール
バハマ	アイルランド	ルーマニア
バルバドス	イスラエル	ロシア
ベルギー	イタリア	サンマリノ
ベリーズ	ジャマイカ	サウジアラビア
バミューダ	日本	セルビア
ボリビア	コソボ	セイシェル
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ラトビア	シンガポール
ブラジル	レバノン	スロバキア
ブルガリア	リビア	スロベニア
ビルマ	リヒテンシュタイン	南アフリカ
カナダ	リトアニア	韓国
チリ	ルクセンブルク	スペイン
コロンビア	マカオ	スリランカ
コスタリカ	北マケドニア	セントクリストファー・ネイビス
コートジボアール	マダガスカル	セントルシア
クロアチア	モルジブ	セントビンセント・グレナディーン
キプロス	マレーシア	スリナム
チェコ共和国	マルタ	スウェーデン
デンマーク	モーリタニア	スイス
ドミニカ	モーリシャス	台湾
ドミニカ共和国	メキシコ	タイ
エジプト	モナコ	トリニダードトバゴ
エルサルバドル	モンゴル	チュニジア
エストニア	モンテネグロ	トルコ
エチオピア	モザンビーク	ツバル
ミクロネシア連邦	オランダ	ウクライナ
フィジー	ネパール	アラブ首長国連邦
フィンランド	ニュージーランド	英国
フランス	ニカラグア(すべての旅券)	ウルグアイ
ガボン	ナイジェリア	ウズベキスタン
グルジア	ノルウェー	バチカン(教皇庁)
ドイツ	パキスタン	ベネズエラ
ギリシャ		ジンバブエ
グレナダ		

6か月クラブ諸国の最新の覧表は、<https://fam.state.gov/FAM/09FAM/09FAM040309.html> をご覧ください。

## E. 近隣諸島一覧表

アンギラ	ハイチ
アンティグア	ジャマイカ
アルーバ	マリ－ガラント島
バハマ	マルティニーク
バルバドス	ミクロン島
バーブーダ	モントセラト
バミューダ	サバ
ボネール	サンバルテルミ
英領バージン諸島	シント・ユースタティウス
ケイマン諸島	セントクリストファー・ネビス
キューバ*	セントルシア
キュラソー	サンマルタン
ドミニカ	サンピエール
ドミニカ共和国	セントビンセント・グレナディーン
グレナダ	トリニダード・トバゴ
グアドループ	タークス・カイコス諸島

\*キューバは、米国への入国に関しては必ずしも近隣諸島国家として扱われません。特定の参照にそのように記載されている場合は除外されます。

## F. 電子査証更新システム (EVUS)

EVUSは、10年間有効のB1/B2、B1、またはB2査証を有する中国国民が基本的な経歴を定期的に更新して、米国への渡航を容易にするために使用するオンラインシステムです。これに該当する旅行者が米国への入国許可を得るためには、有効な査証に加えて、EVUSの登録手続きを済ませることが義務付けられます。EVUS登録手続きにおいて、旅行者は氏名、生年月日、緊急時連絡先、旅券情報、経歴および雇用情報を提供する必要があります。EVUSの手続きが義務付けられる旅行者は、搭乗券の取得および米国到着前に承認を受けなければなりません。詳細については、[www.cbp.gov/EVUS](http://www.cbp.gov/EVUS) をご覧ください。

## G. 自動再有効化

査証の有効期限が切れた訪問者（および同伴する配偶者や子供）は、次の要件を満たす場合に搭乗することができます：

- カナダまたはメキシコから渡航
- カナダまたはメキシコに最高30日間滞在し、その間米国に不在
- 承認済みのForm I-94 または最初の入国または滞在延長の有効期限が切れていないことを示す電子Form I-94 のプリントアウトを所持
- 旅券を所持
- 米国外に滞在中、新たな米国査証を申請していない
- 訪問者ステータス(22CFR41.112 (d))を維持または変更なし

FおよびJカテゴリーの査証を所持する学生および交換プログラム参加者は、自動再有効化プログラムの対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります：

- カナダ、メキシコ、または隣接諸島（キューバを除く）から渡航
- カナダ、メキシコ、または隣接諸島に最高30日間滞在したため、その間米国に不在
- 資格証明証(F-1 の場合は Form I-20、J-1 の場合は Form DS-2019)を所持
- 承認済みのForm I-94 または最初の入国または滞在延長の有効期限が切れていないことを示す電子Form I-94 のプリントアウトを所持
- 旅券を所持
- 米国外に滞在中、新たな米国査証を申請していない
- 訪問者ステータス(22CFR41.112 (d))を維持または変更なし

電子Form I-94 のプリントアウトは、再検証の目的で使用できます。

自動査証再有効化は、イラン、スーダン、シリアの国民には適用されません。



## H. 電子フォームI-94

CBP は空路および海路、また2021年5月から陸路についても電子Form I-94を発行します。空路、海路、および陸路の渡航者は、もはや紙のForm I-94を必要とされません。渡航者は到着時に <https://i94.cbp.dhs.gov/i94> または HYPERLINK <https://www.cbp.gov/about/mobile-apps-directory/cbpone> - CBP One モバイルアプリケーション経由で各自の I-94 にアクセスできます。Form I-94 のプリントアウトは、紙のForm I-94 のフォームと同じです。

The screenshot shows a web interface titled "Most Recent I-94 Results". At the top, it identifies the traveler as "For: DARRYL TIMOTHY WETTLAUFER". Below this, it lists the following information:

- Admission (I-94) Record Number: 7710100042
- Most Recent Date of Entry: 2022 February 17
- Class of Admission: L1A
- Admit Until Date: 02/16/2026

Below this information, it states "Details provided on the I-94 information form:" and lists the following fields:

- Last Surname: [REDACTED]
- First (Given) Name: [REDACTED]
- Birth Date: [REDACTED]
- Document Number: [REDACTED]
- Country of Citizenship: Canada

At the bottom of the page, there is a blue button labeled "GET THIS TRAVELLER'S TRAVEL HISTORY".



# パートII:

国際航空便の目的地変更



## II. 国際航空便の目的地変更

国際航空便の目的地変更は、さまざまな理由で発生する可能性があります。その理由には、燃料不足の緊急停止、天候関連の停止（荒天）、機械関連の停止、搭乗中の病気による停止、またはテロリスト関連事件のための停止を含むその他の緊急停止が含まれるものの、これらに限定されるものではありません。

国際航空便の目的地が当初予定されていた目的地以外の米国の場所に変更された場合、その場所のCBP管理者に通知する必要があります。渡航者が飛行機内に4時間以上留まる必要の遅延を避けるためには、適切な利害関係者との調整が必要不可欠です。港固有の連絡先情報が必要な場合は、CBP.gov (<https://www.cbp.gov/contact/ports>)から入手できます。

技術的な理由で停止中の航空機上において乗務員の交代と整備は許されます。搭乗客および手荷物の完全な検査を行わないまま、輸送機関が100%の事前搭乗客情報(API)電子データを事前に提供済である場合、すべての搭乗客が機上に留まり、更に、技術的な理由による停止の際に搭乗客若しくは荷物の追加または除去は行えません。事前に計画された技術的給油停止の場合、輸送機関が100%未満のAPIデータを送信した場合、当該輸送機関は、完全なデータが送信されなかった搭乗客(当該搭乗客の荷物を含め)のすべてについてを完全なCBPの手続のために提示するものとし、航空会社がすでにAPISをCBPに送信済である場合、再送信の必要はありません。

他の緊急事態の場合と同様にコミュニケーションが成功裡な適切な解決の鍵となります。CBPは、航空輸送機関および空港当局ごとに使用できる連絡窓口を指定しています。これらの連絡窓口は、主要拠点のCBP管理職員であり、年中無休、24時間対応します。これらの連絡窓口を通じて、CBPはフライトの遅延、欠航、機内での緊急事態、および目的地変更などのあらゆる問題に効果的に対処できます。

このポリシーは、<https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2019-Sep/CBP-Memo-Carriers-Flight-Diversion-20190516-seal-508.pdf>に掲載されています。



# パートIII:

米国の渡航文書の例

# パートIII



## パートIII：米国の渡航文書

米国旅券 .....	26-27
緊急用米国旅券 .....	27
米国旅券カード .....	28
軍人身分証明カード .....	29
米国商船船員証明書 .....	30
強化型運転免許証 .....	30
エンハンスト・トライバル・カード .....	30
グローバル・エントリー・カード .....	31
SENTRIカード .....	31
NEXUSカード .....	31
永住者カード .....	32
期限延長通知 .....	33
ADITスタンプ .....	34
移民査証 .....	35
再入国許可証 .....	36
難民渡航文書 .....	37
新Form I-512T .....	38
就労許可証 .....	40-41
臨時入国許可証 .....	42
渡航書問 .....	43
リンカーン・ボーディング・フォイル .....	44
リンカーン訪問者査証 .....	45
米国国境通過カード .....	46
国連通行許可証 .....	47

## 米国旅券

米国国務省は現在流通している「E-Passport」(IT旅券)とみなされる電子チップを搭載した旅券のすべてを発行しています。このチップはパスポートの裏表紙に埋め込まれており、経歴頁に印刷されているものと同じ情報を含んでいます。米国国務省は、外交旅券(黒色の表紙)、公用旅券(栗色の表紙)、公務旅券(灰色の表紙)、緊急用旅券(紫色の表紙)、および観光旅券(青色の表紙)を発行します。



次世代旅券

## 米国旅券



E-Passport (IC旅券)



緊急用旅券



## 軍人身分証明カード

米国の現役軍人は、正式な渡航命令書と軍用身分証明書を所持している場合、米の旅券なしでも搭乗できます。



次世代統一サービス IDカードは、2020 年 7 月から発行が開始されました。



統一サービス IDカードは、表側に記載されている有効期限まで有効です。

REQUEST AND AUTHORIZATION FOR TRIP TRAVEL OF DOD PERSONNEL			DATE OF REQUIST (or proposed)
<small>Approved Joint Travel Regulation (JTR), Chapter 2, Subchapter 201 (Department of Defense) (unless otherwise noted)</small>			
<b>REQUEST FOR OFFICIAL TRAVEL</b>			
1. NAME (Last, First, Middle Initial)		10. POSITION (TITLE AND ORGANIZATION)	
3. LOCATION OF PERMANENT DUTY STATION (PCS)		4. ORGANIZATIONAL ELEMENT	7. DUTY STATION NUMBER (from the card)
5. TYPE OF TRIP	6. TRIP PURPOSE (see JTR, Subchapter 201)	8a. OFFICE, YTD OF TRIP DATE (monthly last date)	8b. TRIP DATE (month/year)
11. FINANCIAL	12. COMMENTS (if applicable)		
13. MANAGEMENT'S SIGNATURE			
14. AUTHORITY (check one)		15. APPROVAL (check one)	
<input type="checkbox"/> 14a. AUTHORITY (check one) <input type="checkbox"/> 14b. AUTHORITY (check one)		<input type="checkbox"/> 15a. AUTHORITY (check one) <input type="checkbox"/> 15b. AUTHORITY (check one)	
16. NUMBER (for use only of special instructions, such as: single-trip, extension, replacement, etc.)			
17. FINANCIAL APPROVAL (check one)		18. TRAVEL APPROVAL (check one)	
AUTHORIZATION			
19. ACCOUNTING OFFICER			
20. AUTHORIZED OFFICER SIGNATURE (check one)		21. DATE (MM/DD/YYYY)	
22. AUTHORIZED OFFICER SIGNATURE (check one)		23. TRAVEL ORDER NUMBER	
DD FORM 1610, JAN 2001 <small>USE PREVIOUS EDITIONS IS OBSOLETE.</small>			

PRIVACY ACT STATEMENT	
<small>REGULATIONS: 48 C.F.R. 201.1015, 48 C.F.R. 201.1016, and 48 C.F.R. 201.1017</small>	
<small>PRINCIPAL PURPOSES: Used for processing, approving, and accounting for official travel.</small>	
<small>ROUTINE USES: None.</small>	
<small>DECLASS: Voluntary; however, failure to provide the requested information may delay or preclude timely authorization of your travel request.</small>	
<small>19. REMARKS (For use only of special instructions, such as: single-trip, extension, replacement, etc.)</small>	
DD FORM 1610 (BACK), JAN 2001 <small>USE PREVIOUS EDITIONS IS OBSOLETE.</small>	

### 軍人用命令書 Form DD-1610

注: 軍人用旅行命令書によっては、Form DD-1610ではないものもあります

## 米国商船船員証明書

米国商船船員証明書は、その所持者が当該文書上で米国市民として指定され、船舶から下船した後、または船舶に乗船するために渡航した後であれば、米国旅券の代わりとして認められる場合があります。「商用のためのみの渡航」。



## 強化型運転免許証



## エンハンスド・トライバル・カード



強化型運転免許証とエンハンスド・トライバル・カードは、所持者の身分と米国市民であることを証明します。これらの文書はWHTIに基づいた渡航ルールに準拠するために、多くの国々の協力によって開発されたものです。米国市民は、カナダあるいはメキシコ国境を通過する際、強化型運転免許証を旅券の代わりとして使用することができます。







## 期限延長通知

条件付き永住者の永住カードの有効期限 (2年間) が切れている場合は、期限延長通知 (Form I-797) を所持していれば搭乗できます。このフォームは、カードの有効性を指定された期間 (通常は1年間) 延長します。通知に記載されている「Receipt Date」は、カードの有効期限とは無関係です。旅券は必要ありません。

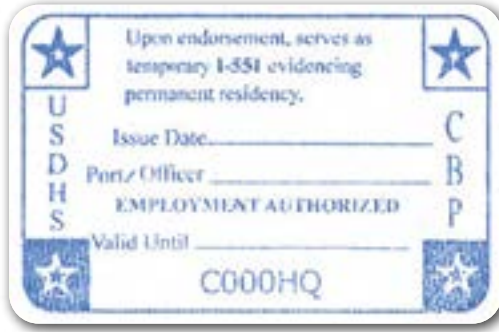


DHS 2017年版

注: Form I-797 の外観とデータ要素は、米国市民権移民局(USCIS)の発行オフィスにより異なる場合があります。Form I-797について確信が持てない場合は、搭乗の前にRCLG担当者に連絡してください。

### ADITスタンプ

合法的永住者 (LPR) は、有効な ADITスタンプを所持している場合には、米国への再入国が許可されます。スタンプは、永住者資格を証明する一時的なものです。スタンプは、旅券またはForm I-94 に押印されます。このスタンプはCBPまたはUSCISが発行することができます。



CBP版



USCIS版

## 移民査証

移民査証は国務省が発行し、移民の旅券内に貼付されます。

移民が米国への入国を許可されると、移民査証は再入国文書となり、署名確認日より1年間有効となります。次の声明「UPON ENDORSEMENT SERVES AS TEMPORARY I-551 EVIDENCING PERMANENT RESIDENCE FOR 1 YEAR」(承認後、1年間の永住権を証明する一時的な I-551 として機能します) 査証の本文の機械読み取り可能部分のすぐ上に印刷されます。がこの文書は旅行および雇用目的に使用され、ADITスタンプに代わるものとなります。

有効確認



UPON ENDORSEMENT SERVES AS TEMPORARY I-551 EVIDENCING PERMANENT RESIDENCE FOR 1 YEAR

## 再入国許可証

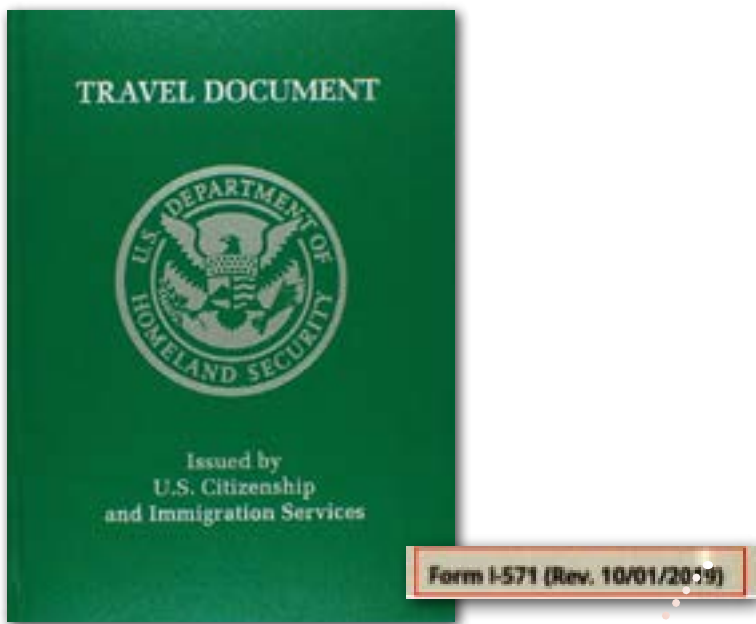
合法的永住者は、永住者カードを所持しない場合でも再入国許可証 (Form I-327) があれば、米国に再入国できます。旅行者が再入国許可証を提示した場合は、米国外での滞在期間が一年を超えることができます。



2019年版

## 難民渡航文書

難民渡航文書 (Form I-571) は、米国の出入国に有効です。



Refugee Travel Document/  
Titre de voyage pour réfugié



2019年版

## 新Form I-512T

2022年7月1日から米国市民権・移民局(USCIS)は、渡航許可を求める一時保護ステータス(TPS)享受者向けに新たな渡航書類の発行を開始しました。この新しい文書は「I-512T、非国民による米国への渡航許可」と題されており、TPS享受者が海外の民間輸送機関に搭乗し、米国の入国地において検査を受けるために自ら出頭することを許すものです。

**CITY OF THE UNITED STATES OF AMERICA**  
**I-512T | AUTHORIZATION FOR TRAVEL BY A NONCITIZEN TO THE UNITED STATES**  
 (DEPARTMENT OF HOMELAND SECURITY | U.S. CUSTOMS AND BORDER PROTECTION SERVICES)

**PERSONAL INFORMATION**

Full Name (Last, First, Middle)	Date of Birth	Sex
Country of Birth	Country of Residence	Country of Citizenship
Current Address (Street, City, State, ZIP+4)	Home Phone	Mobile Phone
Work Address (Street, City, State, ZIP+4)	Work Phone	Work Email

**Remarks**

**Remarks to Applicant**

**PHOTO**

**SIGNATURE**

FORM I-512T (REV. 06/20/22)



## 就労許可証 (EAD)

就労許可証 (Form I-766) は、就労が許可されている証拠として米国の合法的な一時居住者または特定の非移民に対して発行されるものです。期限が切れていない EAD の表側に「VALID FOR RE-ENTRY TO THE U.S.」(米国への再入国に有効) との文言が記載されている場合、輸送機関はこの文書を提示した旅行者を搭乗させることができます。「VALID FOR REENTRY TO U.S.」(米国への再入国に有効) との文言が記載されている EAD カードは、独立した渡航文書として使用することができます。

Card Expires: 10/26/24



VALID FOR REENTRY TO U.S.



NOT VALID FOR REENTRY TO U.S.

注意: すべての就労許可証が渡航に有効なわけではありません。カードの表側に「NOT VALID FOR RE-ENTRY TO U.S.」(再入国には無効)と記載されている場合、輸送機関は、このガイドに記載されている有効な米国入国文書を所持していない限り、この旅行者を搭乗させることはできません。



## 就労許可証

この「コンボ・カード」(Form I-766) は、事前臨時入国許可証 (p. 42のForm I-512) と、米国内の就労許可を組み合わせた役割を果たします。期限の切れていないEADの表側に「SERVES AS I-512 ADVANCE PAROLE」(I-512事前臨時入国許可として機能する)との文言が記載されている場合、輸送機関は、この文書を提示した旅行者を搭乗させることができます。「SERVES AS I-512 ADVANCE PAROLE」(I-512事前臨時入国許可として機能する)との文言が記載されているEADカードは、独立した渡航文書として使用することができます。



## 臨時入国許可証

臨時入国許可証 (Form I-512) 所持者は、米国への入国または再入国を申請できます。この文書の所持者は、文書の有効期限内であれば搭乗できます。文書が何らかのスタンプで有効確認されていても、臨時入国許可証に印刷された有効期限は延長されません。

Department of Homeland Security  
U.S. Citizenship and Immigration Services

**I-512L, Authorization for Parole of an Alien Into the United States**

Name of Alien (Last, First, Middle, Surname)		Date
SHACKY THE BEAR		JULY 1, 2013
Date of Birth (MM/DD/YYYY)		File Number
NONE		48000000 WATER(111111)
U.S. Address (Type, number and name of street, apartment and street, P.O. or street, city, state, ZIP+4)		Country
22 BUNGLE ROAD, BURLINGTON, VERMONT, 05401		USA

Presentations of the attached duplicate will authorize a transportation line to accept the named bearer on board for travel to the United States without having under section 274 of the Immigration and Nationality Act, but for bringing an alien who does not have a visa.

Presentations of the original of this document prior to June 30, 2010 will authorize an immigration officer at a port of entry to the United States to permit the named bearer, unless otherwise appears herein, to enter the United States.

or an alien paroled pursuant to section 212(d)(7) of the Immigration and Nationality Act.

**AUTHORIZATION:** The holder of this authorization has been granted T nonimmigrant status pursuant to Section 214 of the Immigration and Nationality Act. The holder departed the United States temporarily for urgent humanitarian reasons and intends to return to the United States to resume status pursuant to the grant of T nonimmigrant status. Contingent upon his or her prima facie eligibility, the holder of this document shall be permitted into the United States pursuant to the authority of the Chief Director, St. Albans, Vermont. **VALID FOR MULTIPLE APPLICATIONS FOR PAROLE INTO THE UNITED STATES.**

**NOTICE TO APPLICANT:** Presentations of this authorization will permit you to resume status pursuant to your grant of T nonimmigrant status upon your return to the United States. If your T nonimmigrant status is revoked, you may be subject to removal proceedings under 238(a)(1) or 240 of the Act. If, after April 8, 1997, you were voluntarily present in the United States for more than 180 days, you may be found inadmissible under section 238(a)(2)(A) of the Act when you return to the United States. If you are found inadmissible, you will need to qualify for a waiver of inadmissibility for any subsequent request for permanent resident status.

  
 Louis B. Zuckewski, Chief Director

Vermont Service Center  
 Authorizing Official

  
 Name tag

ARRIVAL STAMP

Form I-512L, Rev. 06/2007

注: Form I-512 の外観とデータ要素は、発行オフィスにより異なる場合があります。

## 渡航書簡

渡航書簡は、米国大使館または領事館において、米国市民、合法的永住者、あるいは難民に発行されることがあります。この書簡の保有者が有効期限内に渡航する場合、この書簡は入国のために十分なものです。

Department of Homeland Security  
U.S. Citizenship and Immigration Services

I-797E, Transportation Letter

---

**AUTHORIZATION TO TRANSPORT ALIEN TO THE UNITED STATES**

Date Issued: Jun 1, 2014  
This Document Valid Until: Jul 1, 2014

Name ofBearer: \_\_\_\_\_  
Date/Place of Birth: \_\_\_\_\_  
Bearer's A-Number: \_\_\_\_\_  
Gender: Male  
Passport Number: \_\_\_\_\_

**TO: TRANSPORTATION COMPANY**  
**TO: U.S. CUSTOMS AND BORDER PROTECTION (CBP) OFFICER AT PORT-OF-ENTRY**

The U.S. Department of Homeland Security, Citizenship and Immigration Services, has approved admission into the United States for the above named alien under Section 207(c) or Section 209(b)(1) of the Immigration and Nationality Act.

Presentation of this document will authorize a transportation line to accept the named traveler, whose photograph is attached, on board for travel to the United States on or before Jul 1, 2014 without liability under Section 275(b) of the Immigration and Nationality Act for transporting an alien without a visa to the United States.

The bearer whose photograph appears below has been instructed to present the original of this letter to the Transportation Company on which travel to the United States is intended. The above-named person has also been instructed to present the duplicate of this letter in a sealed envelope to the U.S. Customs and Border Protection (CBP) Officer at the port of entry used, where the sealed envelope should be opened.

Issued by: Roger Thornhill  
Field Office Director  
Beijing  
Telephone: 86-246-5214-1852



Form I-797E (01/12/13)

注：外観とデータ要素は発行オフィスにより異なる場合があります。この書簡は、米国国務省、移民・関税執行局、税関・国境警備局、または市民権および移民局が発行する場合があります。





### 米回国境通過カード

米国国務省によって発行される国境通過カード (BCC) は、B1/ B2観光査証と国境通過カードを組み合わせたカードです。国境通過カードは、米国-メキシコ国境沿いに住むメキシコ居住のメキシコ国民のみに発行されます。









# パートIV:

査証の分類



## パートIV： 査証分類

A-1	政府役人および近親者
A-2	政府役人および近親者
A-3	A-1 または A-2 の被雇用者
B-1	商用のための短期滞在者
B-2	娯楽のための一時訪問者
C-1	米国経由で直接乗継
C1/D	通過ビザと乗務員ビザの組み合わせ
C-2	国連への渡航
C-3	政府役人、近親者/従業員の米国経由の乗継
CW-1	北マリアナ諸島自治区暫定労働者
CW-2	CW-1 の配偶者または子
D-1	到着船舶と同一のもので出発する乗務員
D-2	他の船舶または交通機関で出発する乗務員
E-1	条約貿易業者、配偶者と複数の子
E-2	条約投資家、配偶者および複数の子
E-2C	北マリアナ諸島自治連邦区の投資家、配偶者、または子
E-3	専門職に就いているオーストラリア国民
E-3D	E-3 の配偶者または子
E-3R	再入国のE-3
F-1	年学生
F-2	F-1 の配偶者または子
F-3	カナダまたはメキシコ国民の通学学生
G-1	国際機関の代表および職員
G-2	国際機関の代表および職員
G-3	国際機関の代表および職員
G-4	国際機関の代表および職員
G-5	G1-4 の被雇用者または近親者
H-1B	専門職
H-1B1	チリとシンガポールの自由貿易専門家
H-1C	看護師
H-2A	臨時農業労働者
H-2B	臨時農業労働者 熟練・非熟練
H-2R	再入国のH-2B
H-3	産業研修生
H-4	H-1 ～ H-3 の配偶者または子
I	外国メディア代表者および近親者
J-1	交流訪問者
J-2	J-1 の配偶者または子
K-1	米国市民の婚約者
K-2	K-1 の子
K-3	米国市民の配偶者
K-4	K-3 の子

L-1	社内転勤者
L-1B	専門知識社内転勤者
L-2	L-1 の配偶者または子
M-1	専門学校生徒またはその他の非学術学生
M-2	M-1の配偶者または子
M-3	カナダまたはメキシコ国民の通学学生
N-8	特別移民として分類される 外国国民の親
N-9	N-8 または特別移民の子
NATO-1	代表者と家族
NATO-2	代表者と家族
NATO-3	代表者と家族
NATO-4	代表者と家族
NATO-5	NATO 1 ～ 4 の被雇用者
NATO-6	NATO 1 ～ 4 の被雇用者
NATO-7	NATO 1 ～ 6 の被雇用者または近親者
O-1	並外れた能力
O-2	O-1の同行者/補助者
O-3	O-1 から O-2 の配偶者または子
P-1	個人またはチームのアスリート、エンターテイメント グループ
P-2	相互交換プログラムに参加しているアーティストとエンターテイナー
P-3	文化的にユニークなプログラムに出演するアーティストやエンターテイナー
P-4	P-1 ～ P-3 の配偶者または子
Q-1	国際文化交流
Q-2	アイルランドの和平プロセスの文化
Q-3	Q-1 ～ Q-2 の配偶者または子
R-1	宗教活動家
R-2	R-1 の配偶者または子
S	特別非移民
T	特別非移民
U	特別非移民
TN	カナダとメキシコの貿易査証、NAFTA
TD	TN の配偶者または子
V-1	合法永住者の配偶者
V-2	V-1 の子
V-3	V-1 または V-2 の派生子
WB	ビザ免除プログラムに基づいて入国する商用目的の訪問者
WT	ビザ免除プログラムに基づいて入国する娯楽目的の訪問者
YY	輸送書簡の代わりに発行された国務省査証
ZZ	輸送書簡の代わりに発行された国務省査証
PARCIS	米国市民権および移民局国際活動部の臨時入国許可の承認

# パートV:

罰金対象となる違反の一覧表



## パートV: 移民・国籍法 (INA) の罰金対象部分

以下の表には、移民・国籍法に基づきCBPが発行した罰金が含まれています。詳細は移民・国籍法および該当する規則を参照してください。

環境	U.S.C. およびC.F.R.	INAの条項	周辺状況	罰金上限額	軽減
航空 船舶	8 U.S.C. 1221 8 C.F.R. 231	231(a) 231(b)	到着時に I-94 が ないか、I-94 の種類が 誤り。	\$1,436	いいえ
			出発時に I-94 を提 出しないか、記入が 不適切。	\$1,436	いいえ
航空	8 U.S.C. 1224 8 C.F.R. 234	234	航空機の事前到着通 知がない、または航空 機が未許可の場所に 着陸した。	\$3,901	はい
航空/船舶	8 U.S.C. 1253***	243(c)	指令通り乗客を退去 しなかった [241(d)(3) 参照]。	\$3,289	いいえ
航空/船舶			指令通りに乗客を降 ろすための費用を払 わなかった [241(e) 参照]。	\$3,289	いいえ
航空/船舶			指令通り乗客を再 搭乗させなかった [241(d)(1) 参照]。	\$3,289	いいえ
船舶			調査があるまで密航 者を拘留しなかった [241(d)(2) 参照]。	\$3,289	いいえ
船舶			指令通りに密航者 を退去するための 費用を払わなかった [241(e) 参照]。	\$3,289	いいえ
船舶			密航者を降ろさな かった [241(d)(2)(C) 参照]。	\$8,224	いいえ
船舶	8 U.S.C. 1281	251(a)	到着時に外国人乗務 員の完全なリストを提 供しなかった場合。	\$390	いいえ
船舶	C.F.R. 251	251(b)	不法に上陸した外国 人乗務員の報告を忘 れた。	\$390	いいえ
船舶		251(c)	出発時に外国人乗務 員の完全なリストを提 供しなかった場合。	\$390	いいえ
船舶	8 U.S.C. 1288 8 C.F.R. 258	251(d)	外国人乗務員による 非認可の沿岸業務を 行った [258参照]。	\$9,753	いいえ

環境	U.S.C. およびC.F.R.	INAの条項	周辺状況	罰金上限額	軽減
航空/船舶	8 U.S.C. 1284	254(a) (1)	検閲前に外国人乗務員を拘留しなかった。指令通り外国人乗務員を拘留しなかった。	\$5,851	はい
航空/船舶		254(a) (2)	指令通り外国人乗務員を去去しなかった。	\$5,851	はい
航空/船舶		254(a) (3)	(最大軽減額は 975 ドル。)	\$5,851	はい
航空/船舶	8 U.S.C. 1285	255	特定の疾患のある乗務員を旅客船舶で雇用。	\$1,951	はい
航空/船舶	8 U.S.C. 1286	256	外国人乗務員を不正に解雇した。(最高軽減額 2,925 ドル。)	\$5,851	はい
航空/船舶	8 U.S.C. 1287	257	移民・国籍法を回避する目的で外国人を乗務員として米国に輸送した。	\$19,505	いいえ
航空/船舶	8 U.S.C. 1288	258	外国人乗務員による無許可の海岸作業を行った船舶の締め出し。	締め出し	はい
航空/船舶	8 U.S.C. 1321 8 C.F.R. 271	271	外国人の不正上陸を回避しなかった。	\$5,851	はい
航空/船舶	8 U.S.C. 1322	272	健康上の理由で入国不許可になることを承知で外国人を輸送した。	\$5,851	いいえ
航空/船舶	8 U.S.C. 1323 8 C.F.R. 273	273(a) (1) 273(a) (2)	期限の切れていない有効な入国書類を所持していない外国人を輸送した。	\$5,851	はい
航空/船舶			外国人を搭乗させることを条件に料金や手付け金を受け取るか、斟酌を行った。  (軽減は認められない)	\$5,851	いいえ
航空/船舶			2004年10月26日以降に有効な機械読み取り可能なパスポートを持たない外国人を輸送すること。	\$5,851	はい
航空/船舶			2005年10月26日以降、デジタル写真のないVWP外国人をMRPに輸送すること。	\$5,851	はい



環境	U.S.C. およ びC.F.R.	INAの 条項	周辺状況	罰金上限額	軽減
航空/船舶	8 U.S.C. 1323 8 C.F.R. 273	273(a) (1) 273(a) (2)	2006年10月26日 以降、埋め込まれた 生体認証チップを含 むMRP所持しない VWP外国人を輸送す ること。	\$5,851	はい
航空/船舶			ESTA認証なしで VWP外国人を輸送す ること。	\$5,851	はい

\* 罰金と制裁金の額は、1990年連邦民事制裁インフレ調整法の要件に従って引き上げられ、1996年の債務回収改善法および2015年の連邦民事罰インフレ調整法改正法により改正されました。米国国土安全保障省は、2021年10月18日から発効する民事罰金をインフレに合わせて調整する規制を発表しました。この2021年の調整は、連邦官報 (Vol. 86, No. 198) に掲載されているインフレに対する民事罰金調整に従って行われます。

\*\* 2002年の国境警備強化およびビザ入国改革法第402条により、マニフェスト要件を遵守しなかった場合の基本罰金は、違反1件につき1,000ドルに引き上げられました。

\*\*\* 注: 移民・国籍法第243条(c)に基づく罰則は、米国法典第8編第1231条(移民・国籍法第241条)、外国人の拘留および排除も関する特定の命令の不履行に係るものです。



# パートVI:

渡航文書クイックレファレンスチャート



# 空路で出国する際の必要文書

## 米国市民

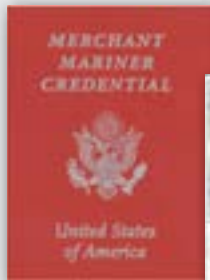
は下記のいずれかを提示する必要があります：



米国旅券



軍人身分証明カード  
(正式の渡航命令書とともに)



商船船員証明書

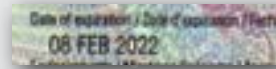


NEXUSカード  
(カナダの空港経由の場合のみ)

## 空路で入国する際の必要文書

### 米国市民

は下記のいずれかを提示する必要があります (続き):



緊急用旅券



## 空路で入国する際の必要文書

カナダおよびバミューダ国民  
は下記のいずれかを必要とします:



旅券



英国旅券中にこのスタンプがある場合、  
バミューダの市民権を持つことを示します



NEXUSカード  
(カナダの空港経由の場合のみ)



臨時入国許可証

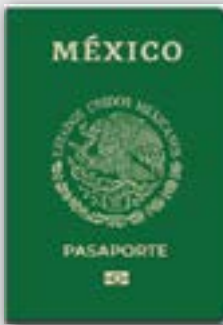
## 空路で入国する際の必要文書

### メキシコ市民

は下記のいずれかを提示する必要があります：



旅券と査証



旅券と国境通過カード



臨時入国許可証



有効期限内のEAD



# 空路で出国する際の必要文書

## 合法的永住者

は、次のいずれかを必要とします：



ADITスタンプ



DHS渡航文書



移民査証



永住者カード



リンカーン・ボーディング・フォイル



渡航書問

## 空路で入国する際の必要文書

### VWP 対象旅行者

は次のものがが必要です:



E-Passport (IC旅券) の  
所持が必須

# 空路で入国する際の必要文書

## VWP対象の旅行者

(続き):



その他の国民は下記を必要とします:



## または



## 空路で出国する際の必要文書

### 米国市民

は、次のいずれかを必要とします:



旅券



NEXUSカード



軍人身分証明カード  
(公式の渡航命令書と一緒に)



商船船員証明書

# 空路で出国する際の必要文書

## 合法的永住者

は下記のいずれかを提示する必要があります：



永住者カード



移民査証



DHS渡航文書



旅券



ADITスタンプ

## 空路で出国する際の必要文書

### カナダ市民

は下記のいずれかを提示する必要があります：



NEXUSカード



旅券

### その他すべての旅客

は、旅券、緊急時渡航文書、強制送還命令書のいずれかが必要です。



旅券



片道渡航書簡



緊急時渡航文書

## 空路で出国する際の必要文書

空路による米国への入出国のために  
認められない文書の例:

- 運転免許証
- 出生証明書
- 米国の旅券カード
- 市民権証明書(またはカード)
- 帰化証明書
- メキシコ政府が海外居住のメキシコ国民に発行する証明書(Matricula Consular)
- セデュラ
- 国家身分証明カード

不明な場合は、CBP地域輸送機関リエゾングループへお問い合わせください。

## 陸路および海路での必要文書

### 米国市民

は下記のいずれかを提示する必要があります：



米国旅券



米国旅券カード



SENTRIカード



NEXUSカード



国または州発行の強化型運転免許証



トライバルカード



グローバル・エントリー・カード



FASTカード



## 陸路および海路での必要文書

### カナダ市民

は下記のいずれかを提示する必要があります：



NEXUSカード



旅券



SENTRIカード/FASTカード



ノーザン・アフェアーズ・カード



国または州発行の強化型運転免許証



# パートVII:

事前旅客情報システム



事前旅客情報システム (APIS) は航空業界との協力を通じて1989年に米国政府により開発された任意のプログラムです。APISの義務化は、2001年の航空運輸保安法ならびに2002年の国境警備強化および査証改革法に基づいて初めて実施されました。9/11委員会提言を受けて、米国議会では、2004年情報改正・テロ防止法 (IRTPA) に基づき、出発前に、空路および海路で渡航する国際旅客についての事前の情報を受け取る要件をDHSが確立するよう義務付けました。

## APIS 最終的な規則

2005年4月7日に、米国税関・国境取締局 (CBP) は、APISの最終的な規則を公表しました。これらの規制に基づき、輸送機関は、米国から出発または米国に到着する商業航空便の乗客および乗務員のAPIS データを電子的に送信することが必要とされました。この規則により、氏名、生年月日、および渡航文書の情報を含む各旅行者のデータ要素が規定されました。必須のデータ要素の多くは、旅券の機械読取可能部分に含まれています。

## APIS搭乗前手続きおよびインタラクティブ型APISクイッククエリー (AQQ)

2007年8月23日に、CBPは2008年2月19日を発効日とするAPIS搭乗前最終規則を発表しました。この規則はそれまでの規則を改正し、データ送信のための3つの選択肢を民間航空会社に提供するものです。

## APISの送信

航空会社は搭乗前APISデータを次のいずれかの方法で送信できます：

- インタラクティブ型または非インタラクティブ型のAPIS一括送信では、航空会社は、航空機の搭乗ゲートが閉まる30分前までに全乗客の完全名簿を送信する必要があります。
- APIS クイッククエリー モードを使用することにより、各乗客が搭乗前にフライトにチェックインする際に航空会社からリアルタイムで送信できるようになります。

外国の港から米国に向けて出発する船舶の場合は、乗客と乗務員の到着名簿データを到着の24～96時間前に送信する必要があります。米国から出発する場合、船舶会社はAPISデータを出発前60分までに送信する必要があります。

## APIS文書検証

CBP 文書検証 プログラムは、出発前の APIS データをCBP が保有する文書情報と比較します。CBP は、文書検証によりAPIS データを検証し、既存の双方向通信を使用してデータが保存されているか否か、および米国発行の文書が渡航のために有効であるか否かを輸送機関に通知します。これにより、セキュリティが強化されるとともに、チェックイン プロセスが効率化されます。

正確な照合を確実にするため、旅行者の氏名、生年月日、ならびに文書の発行国および文書番号は完全かつ正確なものでなければなりません。これは、旅券の機械読み取り可能部分に含まれるデータを送信するとともに、米国査証の情報または二次的文書のフィールドに含まれているLPR カードを送信することにより実現できます。

このプログラムは現在任意的なものです、将来的には義務化されることになります。

詳細については、APIS アカウント マネージャーにお問い合わせください。



# パートVIII:

人身売買





# 人身売買の可能性



人身売買は、世界のすべての国に影響を及ぼす国際的な問題です。世界中で何千人もの大人と子供が強制労働や性売買に人身売買されています。

人身売買には暴力、詐欺、または強制を使って人を強制労働者、家庭内奴隷、または性産業従事者として搾取することです。米国連邦法に基づき、暴力、詐欺、または強制を問わず、性産業に従事する未成年者（18歳未満）は、人身売買の被害者とされます。年齢、国籍、性別、または在留資格を問わず人身売買の被害者となる可能性があります。

人身売買業者は犯罪を容易なものとする手段として民間航空機のフライトを利用し、被害者を米国内に輸送し、または国内各地に移動させることがあります。航空会社の担当者の皆さんには、毎日数千人もの人々と接する中で人身売買の疑いを特定できる機会があります。米国国土安全保障省のブルー・キャンペーンの一環であるブルー・ライティング・イニシアチブは、CBPと米国運輸省が共同で実施している取り組みです。この取り組みは、潜在的な人身売買被害者を特定し、リアルタイムで連邦当局に通知できるように米国の航空業界の従業員を訓練します。

人身売買には多くの徴候があります。以下は、目にする可能性がある4つの手がかりです。

- 個人に自分の渡航文書や身分証明書を管理する自由がない
- 個人に人と接するための行動の自由がまったくない
- 個人に自分の最終目的地に到達するための論理的な手段または知識がない
- 子供旅行者に親または合法的な保護者が同伴していないように見受けられる

米国の国際線または国内線のフライトにおいて、地上または機内で人身売買の徴候を見つけた場合は、次のいずれかを使用して、できるだけ速やかに DHS 通報窓口へ報告してください:

- 866-347-2423 (米国およびカナダ国内では無料) に電話する、1日24時間連絡可能
- 世界中のどの国からでも802-872-6199 (有料) に電話する、1日24時間連絡可能
- 所属する航空会社の方針に従って速やかに情報を提供するこの場合、航空機コミュニケーション連絡および報告システム、またはドメスティック・イベント・ネットワークのいずれかを經由することになります。
- 緊急事態が発生した場合は、911に電話するか、現地の法執行当局にご連絡ください。

人身売買業者と疑われる人物や被害者と疑われる人物と対峙しないでください。あなたが疑いを持っているという警告をしてしまわないように、人身売買業者、被害者、またはあなた自身に不必要な注意を引かないようにしてください。

あなたの観察結果を報告してください。

あなたの通報を「BLI tip」として報告してください。

ブルー・ライトニング・イニシアティブの詳細については、  
[www.cbp.gov/border-security/human-trafficking/blue-lightning](http://www.cbp.gov/border-security/human-trafficking/blue-lightning)  
をご覧ください。

あなたの航空会社がブルー・ライトニング・イニシアティブへの参加を希望される場合は、以下までご連絡ください [bluecampaign@hq.dhs.gov](mailto:bluecampaign@hq.dhs.gov)。

DHS のブルー・キャンペーンの詳細については、以下をご覧ください  
[www.dhs.gov/blue-campaign](http://www.dhs.gov/blue-campaign)。





U.S. Customs and  
Border Protection

**U.S. Customs and Border Protection**  
**Washington, DC 20229**

*[www.cbp.gov](http://www.cbp.gov)*

CBP Publication 1309-0323  
Japanese